

<p>事例項目</p>	<p>放置自転車等の保管・返還業務に係る仕様の見直しについて <業務に関する詳細事項を定めていなかったことによる、受託業者の担当者間での業務内容の不統一></p>
<p>事例発生日等</p>	<p>平成19(2007)年2月</p>
<p>担当課</p>	<p>都市建設部 道路課</p>
<p>事例概要</p>	<p>発生までの経過 ①平成18(2006)年12月14日、放置自転車の保管返還業務の受託業者は、撤去した自転車の所有者に対して、平成19(2007)年1月から2月にかけて3回電話連絡を行った。 ②1回目、2回目は留守番電話に切り替ったが、その際、伝言を入れることなく電話をきった。 ③平成19(2007)年2月19日、3回目の電話連絡により、所有者に、撤去自転車を保管している旨を伝えた。 ④その際、当該自転車の所有者から「電話を留守番電話にしているのに何故伝言を入れない、伝言が入っていたら、すぐに自転車を取りに行くことができた。対応が不適切ではないのか。また、保管・返還業務マニュアル等を作成しているのか、作成していないのはおかしいのではないか」との指摘を受けた。</p>
	<p>当時の対応 ・保管・返還業務に係る詳細事項を定め、自転車等の保管返還業務の仕様書に追加し、受託業者に業務内容の徹底を図った。 【資料(2)－11－1】</p>
<p>発生原因</p>	<p>・保管・返還業務に係る詳細事項を定めていなかったため、受託業者の担当者間での業務内容の統一が不十分となった。</p>
<p>再発防止対策</p>	<p>・保管・返還業務に係る詳細事項に基づき、業務がなされるよう受託業者の指導を徹底する。</p>
<p>添付書類</p>	<p>【資料(2)－11－1】…自転車等の保管返還業務の仕様書</p>